

臨床研究法と倫理指針



八百野 恭子 先生
(東京科学大学)

令和6年6月14日に「再生医療等の安全性の確保等に関する法律及び臨床研究法の一部を改正する法律」(令和6年法律第51号。以下「改正法」という。)が第213回国会で成立し、公布された。

また、これら法の適用とならない臨床研究等は、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針の下で実施することとなるが、個人情報保護法との関係において、複雑な規定となっている。今回、臨床研究法及び倫理指針の内容について概説する。

Zoom(ウェビナー)によるLIVE配信

12月4日(水) 14:00~15:30

対象者

特定臨床研究に携わる医師、歯科医師、薬剤師、看護師
その他の従業者(初中級)
※どなたでも受講できます

お申込み

下記のアドレスまたはQRコードからお申込み下さい



https://juntendo-ac-jp.zoom.us/webinar/register/WN_vTOwi2lQf-3xI8ow30-AQ
(当日まで受付可)

ARO協議会プロジェクトマネジャー、スタディマネジャー認定制度受講単位対象セミナーです。

主催 順天堂大学医学部附属順天堂医院 臨床研究・治験センター

お問合せ 臨床研究教育事務局 r.kyoiku@juntendo.ac.jp

研修会情報 <https://jcrtc.juntendo.ac.jp/about/workshop/>